2021年2月定例県議会 総括質問

2021 年 3 月 17 日 日本共産党 宮本しづえ県議

一、新型コロナウイルス感染症対策について

宮本県議

共産党の宮本しづえです。まず、新型コロナウイルス感染症対策についてです。新型コロナ感染症の新規感染者数が再度増加傾向に転じて、県内では新たに郡山市の太田西の内病院で154人、二本松市の枡記念病院で38人のクラスターが発生しております。感染拡大の脅威は依然継続しています。県中地区最大の医療機関である郡山市の太田西の内病院は短期間に大規模のクラスターとなり、感染拡大の根源にもなっています。

県は、太田西の内病院で発生したクラスターにどのように対応しているのか伺います。

保健福祉部長

お答えいたします。郡山市の医療機関で発生したクラスターへの対応として、速やかに 県本部から医師や保健師などの職員を派遣したほか、DMAT や感染症の専門医等による感 染対策支援チームの派遣、国のクラスター対策班の協力などにより感染拡大防止を図ると ともに、県全体で患者を受け入れるための広域的な入院調整を行っているところであり、 引き続き総力を挙げてクラスターの終息に向けて取り組んでまいります。

宮本県議

しっかり分析も行ってほしいと思います。そこで、感染拡大をいかにして抑止するのか、 県としての明確な戦略を持つべきだと思います。この間の県内の感染の特徴からも医療や 介護施設で大きなクラスターが発生しておりまして、この分野で感染リスクが高いことが 証明されているわけですから、ここに照準を当てた対策が求められています。

国は、緊急事態宣言を出している都府県に対して高齢者施設職員の PCR 検査を行うよう 通知を出し、その後無症状者も含めた PCR 検査の実施を求めています。本県は独自に行動 自粛要請を行っておりまして、緊急事態宣言に準じた対策が求められていると思います。 県は、わが党の代表質問で「PCR 検査は医師の判断の下で実施し、感染者が確認された場合は、無症状者を含めて広く実施する」と答弁しました。感染者の有無にかかわらず実施するとした他県と比較しても消極的です。

そこで、感染拡大防止の戦略的な取り組みとして、医療、介護、障がい者施設の職員と利用者全員に PCR 検査の実施を求めますが、県の考えを伺います。

保健福祉部長

お答えいたします。医療機関や高齢者施設等での PCR 検査につきましては、感染者が確認された場合には無症状者を含め対象を幅広くとらえ検査を実施しており、また、クラスターが複数発生するなど感染拡大が見られる地域においては、地域に所在する施設職員等に対しても広く検査を実施しているところであります。今後とも地域の感染状況をふまえて必要な検査を実施してまいります。

宮本県議

ただいまの答弁ですけれど、本県ではクラスターがどこで発生しているのか、ということは明確です。ですからそこの施設、医療や介護の施設に集中してここにしっかり社会的な検査を入れていく、ということだと思います。政府の分科会の尾身会長は、リスクの高い施設の社会的検査については非常に意味があることだと、複数回やるべきなんだということも述べておられます。コロナの抑え込みを図るという明確な戦略を持った取り組みが

必要だと考えますが、改めて再度答弁を求めます。

保健福祉部長

お答えいたします。検査にあたっては感染拡大防止のため、関係機関の協力のもと必要な方へ検査できる体制を整備したところであり、県としましては今後も地域の感染状況や 医療提供体制の負荷を考慮しながら、適切に検査を実施してまいりたいと考えております。

宮本県議

これはもうしっかり社会的検査を入れていくということを、求めたいと思います。

PCR 検査の資材が不足しているという話も言われておりますが、PCR 検査用の資材が不足しないように十分確保をすべきだと思いますが、県の考えを伺います。

保健福祉部長

お答えいたします。PCR 検査の資材につきまして、各検査機関において不足とならないよう十分な量の確保に取り組んでおり、当面の検査には影響がないと確認しております。今後とも市場の動向を注視し、検査用資材に不足が生じないよう適切な在庫管理と早めの調達に努めてまいります。

宮本県議

本県の高齢者施設で最大のクラスターとなった南会津町の特養ホーム田島ホームでは、初期の感染者確認の時点で日常的に利用者に接触する介護職員が誰も濃厚接触者に指定されずに、通常業務に従事していたことが感染拡大を招いたのではないかと思います。同時に、特養ホームで感染した入所者を入院隔離ではなく施設入所のまま隔離保護したことも、感染者の対応に不慣れな施設内で感染が拡大し、結果として命を失うことにもなったのではないかと考えます。

県内の感染者の中で重症化した件数及び、ECMO を使用した事例は何件か伺います。

保健福祉部長

お答えいたします。本県の新型コロナウイルス感染症における重症者数の累計は、2月末時点で81名であり、ECMOを使用した件数は4件となっております。

宮本県議

この件数は全国的に見て多いのか少ないのか、どっちだという風にお考えですか。

保健福祉部長

この重症者数の累計につきましては日々の重症者数については公表されておりますが、 累計については公表されていないことから全国的な比較というのは困難だと考えておりま す。

宮本県議

本県の死亡率が非常に高いです。4.3%、これは全国の1.9%の2倍以上にあたるわけですね。介護施設内で死亡した事例もあります。

これらの経過を踏まえるならば、介護施設での感染者は一般の感染者と同様に入院することを原則とすべきですが、考えを伺います。

保健福祉部長

お答えいたします。介護施設における感染者につきましては、通常の感染者と同様に入 院して治療を行うこととしておりますが、患者のこれまでの容態により病院への移送が症 状の悪化に繋がる恐れがある場合などにおいては、感染症対策の専門家や医師の判断に基づき施設内の感染対策を徹底したうえで例外的に施設内で診療し、療養いただく対応もとっているところであります。

宮本県議

施設内は例外だということですから、原則をしっかり守っていただきたいと思います。 コロナ感染症の対策の一環としてワクチン接種への期待が今高まっていますけれど、こ の効果についてはまだ様々な意見があります。発症や重症化を抑える効果は確認されてい るものの、感染予防効果は明らかになっていないというような指摘もあります。ですから、 ワクチン頼みで感染対策が疎かになれば、重大な失敗を招きかねないということを肝に銘 ずるべきだと思っています。

その上で、ワクチン接種についてです。実施主体は市町村となります。産経新聞が都道 府県庁のある 47 の市と区に行った調査では、9 割の自治体が医師、看護師確保の目途が立 っていないと回答、医療機関が少ない町村はより大きな困難を抱えていることは容易に想 像できます。県内にも広域連携での取り組みをする動きも既に出ています。先行接種とな る高齢者の中には、接種場所に出向くこと自体が困難な事例も少なくないために、自宅や 施設への訪問による方法も検討すべきです。医師、看護師確保の課題もあります。

高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種に向け、市町村をどのように支援していくのか県の考えを伺います。

保健福祉部長

お答えいたします。ワクチン接種に向けてはこれまで、接種会場での標準的な人員の配置や接種の流れなどを示したマニュアルを提供し、市町村における予防接種実施計画の策定を支援してまいりました。高齢者への接種にあたっては地域によりその実情が異なることから、引き続き市町村の取り組み状況や要望を確認し、医師会と関係団体や医療機関の協力を得ながら円滑に接種が実施されるよう支援してまいります。

宮本県議

市町村が一番知りたいのは、ワクチンが計画通りに届くのかどうかということです。その状況に応じて接種計画をつくる必要があるからです。綿密な情報提供と情報交換が必要なわけですけれど、どのような方法で市町村と情報交換を図っていくのか改めてお聞きします。

保健福祉部長

お答えいたします。ワクチンについての配送情報につきましては、国の方からなかなか 全体像が来ない状況であります。来たものにつきましては、速やかに市町村の方にも流し てまいりたいと考えております。

宮本県議

綿密な情報交換を行っていただきたいと思います。

ワクチン確保が計画通りには進んでいないという風に報じられておりまして、進捗状況 はどうなのか、副反応はどのようなものがあるのか、住民は大変心配しておりますが、よ り正確かつ丁寧な情報の提供を行う必要があると思います。

県は新型コロナウイルスワクチン接種について、県民への情報提供にどのように取り組むのか伺います。

保健福祉部長

お答えいたします。ワクチン接種に関する情報発信は県民のワクチンに対する理解促進

のため、大変重要であると考えております。このため、接種のスケジュールをはじめワクチンの有効性や安全性等に関する最新の情報を国等から収集し、県や市町村の広報紙等、様々な媒体を通じて県民にわかりやすく提供してまいります。

宮本県議

国内では何種類かの変異ウイルスが確認をされておりまして、本県でもイギリス型の変異株感染者が確認されています。これは国によるウイルスの遺伝子解析を行った範囲内で確認されたものであり、本県特有の変異株が表れる可能性も否定できません。神戸市は独自の遺伝子解析の結果、直近では半数に変異株が確認されたと発表しています。国は各県での遺伝子解析を実施するとしていますが、本県には福島医大に復興関連拠点施設としてTRセンターがありまして、ゲノム解析を業務として行っているわけです。国頼みではなくこの施設の活用も検討することを提案したいと思います。

速やかに変異株を発見するための検査を県として実施すべきですが、考えを伺います。

保健福祉部長

お答えいたします。変異株につきましては、これまで国立感染症研究所で検査を実施しておりましたが、国からの要請により県衛生研究所において変異株に係る検査が実施できるようになったところであります。なお、変異株が確認された場合には国立感染症研究所におけるゲノム解析により、変異株の種別も特定を行うこととなっております。

宮本県議

変異株の検査はですね、陽性者の5ないし10%程度と言われているんですね。 本県では何件の検査が行われて5件のイギリス型の変異株が確認されたのかお答えくだ さい。

保健福祉部長

お答えいたします。1 月 29 日から 3 月 14 日までで、249 件の検査を実施したところであります。

宮本県議

約10%ということになりますよね、陽性者。

政府の分科会の尾身会長は、変異株がこれから感染拡大の中心になっていく可能性があると注意を喚起しました。変異株検査の割合と絶対数を増やすべきで、国頼みにならないためにも県独自の取り組みが重要だということを指摘したいと思います。この検査をどうやって拡大していくのか、県の方針を伺います。

保健福祉部長

変異株の検査の拡大という点であれば、制度管理上から衛生研究所で分析をせざるを得ず、衛生研究所の中で検査する検体数を増やしていく、ということで対応をしたいと考えております。

宮本県議

県衛生研究所ではゲノム解析まではできないと聞いているんですけど、大丈夫ですか。

保健福祉部長

お答えいたします。各県の衛生研究所でやっているのはスクリーニング検査のところまででありますので、ゲノムにつきましては今のところ国の研究所の方に検体を送付せざるを得ないと考えております。

宮本県議

だから、ゲノム解析までできる施設を使ってやったらどうですか、という話をしています。是非、ご検討いただきたいと思います。

国立感染症研究所の発表では、変異株の年代別感染者をみると 10 歳以下の若年層が 21% と最も高くなっています。変異株は感染力も死亡率も高いと言われておりまして、一旦感染が広がると巨大クラスターになる危険性も高まります。

そこで、保育所、幼稚園、小中高校などにおいて、積極的に PCR 検査を実施すべきと思いますが、県の考えを伺います。

保健福祉部長

お答えいたします。若年層への検査につきましては、変異株に限らず陽性者の早期発見のため、地域の感染状況に応じ必要な検査を実施しているところであり、今後とも検査が必要な方がしつかり検査できるよう取り組んでまいります。

宮本県議

コロナ感染症による経済活動への影響も深刻化しております。国は生活福祉資金の貸付期間を延長して、最大で200万円まで貸し付けることになりました。

生活福祉資金貸付金制度における緊急小口資金等の特例貸付について、県内の昨年 3 月から本年 2 月までの貸し付け件数及び貸付金額をお答えください。

保健福祉部長

お答えいたします。今年 2 月末現在で、緊急小口資金の貸付件数は 8,745 件、貸付金額は 15 億 8,793 万円であり、総合支援資金の件数は 3,525 件、金額は 25 億 9,868 万円であります。

宮本県議

この生活福祉貸付金ですけれど、償還免除について据え置き期間が来年の 3 月末までということで 1 年間延長されたわけですけれど、償還時には住民税非課税等の要件を満たせば償還を免除するということになっております。

緊急小口資金等の特例貸付における償還免除について、適切に取り扱うよう県社会福祉協議会等を指導すべきと思いますが、県の考えを伺います。

保健福祉部長

お答えいたします。緊急小口資金等の特例貸付につきましては、昨日償還免除の要件について国で発表したところであり、今後正式に通知され次第、県社会福祉協議会を通して市町村社会福祉協議会にも周知いたします。引き続き特例貸付の制度が適切に運用されるよう、指導助言してまいります。

宮本県議

新型コロナ感染症の影響は広範な分野に及んでいます。県は、1月または2月の売り上げが50%以上減少した事業者に20万円の一時金を支給しますが、売り上げの減少率が要件に満たない事業者の多くが苦境に立たされています。訪問した美容院からは、売り上げ減少率で区別しないで支援してほしいと訴えられました。

そこで、売り上げの減少した中小事業者に対する一時金について、売り上げ減少要件を 緩和すべきと思いますが、県の考えを伺います。

商工労働部長

お答えいたします。県ではこれまで国に対し、緊急事態宣言地域以外の地域への支援についても国の一次支援金の対象とするよう要望してきたところであります。こうしたなか、地方創生臨時交付金の第三次配分で一定の配慮がなされたことから、国と同様の考え方に立ち、本年1月または2月の売り上げが50%以上減少していることを要件としております。

宮本県議

もう一度聞きます。これね、49%でもダメなんですよ。ですから、去年も要件緩和をして協力金のほかに給付金をしたという経験もありますので、是非これは要件緩和をすべきだと思いますが、改めてもう一度お聞きします。

商工労働部長

お答えいたします。本県版の一時金の売り上げ減少要件につきましては、国の一次支援金の考え方と同様とする一方で、支援金額については個人事業主に手厚い支援とするため、本県独自に法人事業者と同額に設定したところであります。

二、福島県沖地震の対応について

宮本県議

次に、福島県沖地震の対応について伺います。2月の13日に発生したこの大地震はですね、時間の経過とともに被害の件数も拡大しつつあるというような状況です。福島市では10日以上経ってから死亡が確認されるという痛ましいこともありました。被災されたすべての皆様にお見舞い申し上げます。私も、各地を回ってまいりました。首長さんや担当者からのお話を伺ってまいりましたけれど、外見だけではわからない被害が少なくないのが今回の地震被害の特徴です。

まず、2月 13 日に発生した地震による県内の人的被害、及び住家被害の状況をお示しください。

危機管理部長

お答えいたします。2月 13日に発生した地震による県内での人的被害につきましては、3月 15日時点で死者 1名、重軽傷者 100名となっております。なお、住家被害につきましては市町村において調査中でありますが、現時点では全壊 34棟、半壊 277棟、一部破損 5,959棟となっております。

宮本県議

この大変な被害の罹災証明発行のための被害調査は、新地町だけでも 1,300 件を超すという風に言われています。

2月13日に発生した地震に係る、住家の被害認定調査や罹災証明書の発行支援について、 地元の要望があれば市町村への県職員派遣を継続すべきと思いますが、県の考えを伺いま す。

危機管理部長

お答えいたします。市町村への県職員派遣につきましては、本日までに7自治体に延べ343人を派遣しているところであります。引き続き市町村の要望をお聞きし、必要に応じて県職員の派遣を継続する等、速やかな罹災証明書の交付に向け支援に取り組んでまいります。

宮本県議

しっかり取り組んでいただきたいと思います。被災者を支援するためには現在ある制度 を最大限活用し、制度が無ければつくるしかありません。 そこで、2月13日に発生した地震により災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された市町村を伺います。

危機管理部長

お答えいたします。災害救助法につきましては、2月13日付けで17の自治体に適用し、 被災者生活再建支援法につきましてはこれまで、福島市、桑折町および新地町に適用した ところであります。

宮本県議

被害状況に応じて災害救助法及び被災者生活再建支援法を適用する市町村を拡大すべきだと思いますが、県の考えを伺います。

危機管理部長

お答えいたします。災害救助法および被災者生活再建支援法の適用につきましては、市町村において実施している住家の被害認定調査の結果をふまえながら、要件を満たす場合には速やかに適用してまいります。

宮本県議

拡大する見通しというのは現在あるのでしょうか。

危機管理部長

それぞれの制度において住家被害の基準を満たした場合に、速やかに適用してまいりたいという風に考えておりますけれども、市町村における被害状況の調査が現在進捗中でありますので、現時点において見通しを示すのは困難であります。

宮本県議

そういう状況だということですね。

そこで、2月13日に発生した地震により全壊や大規模半壊など住家に著しい被害を受けたにもかかわらず、被災者生活再建支援法が適用されない市町村に対して、県の被災者住宅再建支援制度を適用すべきと思いますが、県の考えを伺います。

危機管理部長

お答えいたします。住家の被害認定調査の結果等をふまえ、被災者生活再建支援法が適用されない市町村におきましては、全壊等の被害が認められた住宅に対し県の被災者住宅再建支援制度により、適切に支援してまいります。

宮本県議

今の部長の答弁は全壊の住宅に支援するという答弁ですけれど、再建支援法では大規模 半壊、半壊も対象になりますがこれは対象にしないということですか。それとも同じ程度 で支援するという風に受け取っていいですか、どっちですか。

危機管理部長

お答えいたします。県の被災者住宅再建支援制度につきましては、国の被災者生活再建 支援法と基本的に同じスキームで支援を行っております。国の被災者生活再建支援法につ きましては今回制度が拡充されまして、中規模半壊までの世帯を対象とする制度となって おります。県の制度につきましても、中規模半壊世帯までを対象とする方向で今後検討し てまいりたいと考えております。

宮本県議

そうしますと、法の適用とならない市町村の被災者を全て法と同程度の支援を行うということで確認をしてよろしいですね。

危機管理部長

お答えいたします。被災者生活再建支援法が適用されない市町村におきまして、先ほど申し上げましたような全壊、大規模半壊等、住家の被害が認められた住宅に対しましては、県の被災者住宅再建支援制度により適切に支援をしてまいります。

宮本県議

今回の被害で実は最も多いのは、屋根瓦の崩落なんですね。一部損壊の被害です。

この制度の対象にならない 10%以下の一部損壊、つまり準半壊に至らない世帯について、 一昨年の山形県沖地震、千葉県の台風災害では県が支援制度を作って被災者を支援してい ます。

先程知事からですね、県独自の支援制度を検討したいという旨の答弁があってよかった と私は思っておりますが、この支援の考え方について、もう少し、具体的に中身があれば お聞かせください。

危機管理部長

お答えいたします。住家の被害程度が準半壊に至らない世帯につきましては、災害救助法による応急修理の対象となりませんが、先月の地震では屋根等の一部に被害を受けた住宅が多数見込まれることから、被害認定調査の結果、準半壊に至らないと判定された世態の住宅修理に対して、市町村と丁寧に調整を図りながら独自の支援を検討していまいります。

宮本県議

しっかりと支援をお願いしたいと思います。新地町ではですね、宅地のひび割れ等の被害も大きいとの訴えがありました。

2月13日に発生したこの地震によって住宅の敷地にひび割れ等の被害が生じた被災者を 支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

危機管理部長

お答えいたします。地震により住宅の敷地に被害が生じた被災者への支援については、 その敷地の修復のため住宅をやむをえず解体する場合は、被災者生活再建支援法の支援対 象となっております。

宮本県議

被災者からお話を伺いますとね、市町村や県からの支援制度に関する情報が本当に届いていないということを感じます。町も支援制度を探しているが良くわからない、という声も伺いました。県から派遣されるリエゾンは、各種の支援制度を市町村に伝える役割があると思います。

県はリエゾン機能の強化にどのように取り組んでいくのか伺います。

危機管理部長

お答えいたします。リエゾン機能の強化につきましては、原則管理職を派遣する体制とするとともに、リエゾン職員と円滑に情報共有を行うための通信機器の整備を進めております。また、派遣されたリエゾン職員が市町村との連絡調整を適切に行えるよう、災害救助法や被災者の生活再建支援に関する制度等について理解を深めることを目的とした研修を行っているところであり、引き続きリエゾン職員の対応能力の向上に取り組み、市町村

における災害対応を支援してまいります。

三、原発事故対応について

宮本県議

次に、原発事故の対応について伺います。今月 11 日で東日本大震災と福島原発事故から満 10 年が過ぎました。県の発表だけでも 3.6 万人が県内外に避難生活を続けており、原発事故さえなければあり得なかった避難に、改めて原発事故がもたらした被害の大きさを思い知らされます。しかも、この事故は安全対策を怠ったことによって起きた事故だとして、国と東電の加害責任を厳しく指摘し、追加賠償を命じる判決が相次いで出されています。昨年 9 月の生業裁判の仙台高裁判決に続いて、2 月の千葉避難者訴訟の東京高裁判決も津波対策を取らせなかった国の責任を認めました。今議会のわが党の代表質問に知事は、津波対策を怠ったことによる人災と受け止めるべきとの認識を初めて示しました。

しかし、福島県の原発事故の対応は人災の立場で国と東電に加害責任を求める点では極めて不十分なものだったと思います。国、東電を加害者とは呼ばず事故原因者と表現したことにも表れています。

朝日新聞と福島放送が県民対象に行った世論調査によると、原発事故を防げなかったことについて国にどの程度責任があると思うかの問いに、大いにあるが 33%、ある程度あるが 51%合わせると 84%の県民が国に責任があると回答しています。県民の圧倒的多数が認めています。

原発事故における加害者としての国の責任について、県はどのように認識しているのか 伺います。

危機管理部長

お答えいたします。福島第一原発事故につきましては、国会や政府の事故調査委員会報告書、東京電力の報告書をふまえると、津波に対する備えが不十分であったことにより起きたものと認識しており、原子力安全規制を一元的に担う国においては、事故の当事者であるとの自覚のもとに廃炉や福島の復興再生に最後まで責任をもって対応すべきものと考えております。

宮本県議

しっかり責任を求めていただきたいと思います。

同じ世論調査で、福島のイメージがどの程度回復していると思うかの問いに、回復したが 50%、あまり回復していないが 43%となりました。一方、全国調査では回復したが 40%で、回復の受け止めは福島県民よりも低くなっています。

また、国や県が進める移住人口拡大の呼び込み政策で原発周辺地域の活性化が期待できると思うかの問いに、期待できないが 72%に上り、多くの県民は国県の政策方向に期待していないという現実も浮き彫りになりました。

国や県が全ての被災県民に寄り添い復興に努力する姿を全国に発信することが極めて重要だと思いますが、県の考えを伺います。

総務部長

お答えいたします。復興に向けて努力を続ける県民の姿や困難な課題も抱える福島の現状について、新型コロナウイルス感染症対策にも配慮し、今年度はインターネットを中心に積極的に情報を発信してきたところであります。引き続き国や市町村、応援いただく企業等との連携を強化しながら知事によるフォーラムや動画、インターネット広報などにより福島の今を全国に発信してまいります。

宮本県議

そこで、避難者数の把握についてです。県内避難者は災害対策課で、県外避難者は避難者支援課と別々の部署で行われています。

原発事故による避難者は、避難地域復興局が一括して把握すべきと思いますが、県の考えを伺います。

避難地域復興局長

お答えいたします。避難者につきましてはこれまでも避難地域復興局において、国・市町村協働による住民意向調査や生活再建支援拠点における相談対応など、様々な形を通し個別化、複雑化している避難者の事情に応じながら、課題の丁寧な把握と解決に努めているところであります。今後とも庁内はもとより関係機関と緊密に連携し、きめ細かな支援に努めてまいります。

宮本県議

そもそもですね、原発事故による避難者がいったい何人いるのか、どこも正確につかんでいないということなんですね。避難者の定義がはっきりしていないために、県の捉え方は市町村と乖離があります。原発事故というかつて経験したことのない特別な事情に基づいて、避難者をしっかりとらえるという観点が必要なわけです。その点では、市町村のカウントが原発事故による避難の実態に近いと思っています。

県内避難者の数え方について、市町村の集計方法に合わせるべきではないかと思いますが、県の考えを伺います。

危機管理部長

お答えいたします。県内で避難されている方の数につきましては災害救助法の考え方をふまえ、応急的な仮設住宅や借り上げ住宅へ入居されている方や、親戚・知人宅等へ避難中の方を集計しております。一方、市町村においては住民との関係維持の観点などもふまえ、避難先で再建した住宅等にお住いの方も含め幅広く集計しているとお聞きをしており、避難者の状況をそれぞれの観点で捉えた数字であると考えております。

宮本県議

3.11 に合わせてですね、市町村が示した避難者数が報道されておりました。新聞報道によれば約6万人に上るわけですね。この中の県内避難者は、4万4千人を超えております。県の発表では7千人程度ということになりますから、6倍以上の避難者の開きがあるわけですね。この開きを県はどう受け止めていますか。

危機管理部長

県内で避難されている方の数につきましては、県といたしましては災害救助法の考え方をふまえ集計を行っているところであります。また、市町村におきましては住民との関係維持の観点などもふまえて、独自に幅広く集計をしているとお聞きをしており、それぞれの観点を捉えた数字だという風に思っております。

宮本県議

これはですね、やっぱり実態に合わせた集計をすべきだ、ということを求めておきたいと思います。県は、避難区域外からの避難者に対し冷たい対応をしてきました。東京の国家公務員宿舎東雲宿舎の避難者 4 人を裁判に訴えたのはその典型です。本来は子ども被災者支援法により支援すべき区域外避難者に、国は加害者としてあるまじき態度を取っているのです。

このパネルをご覧いただきたいと思います。

これは、原発裁判群馬訴訟で被告となった国の準備書面で、「自主避難者は、自主的避難

区域に居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となるものであって、容認できない」と述べ、区域外避難者を攻撃しているのは国ということになるわけです。こんなことは断じて認められないと思います。国に避難者を攻撃する資格は絶対にないと思います。

県は、群馬訴訟における国のこの準備書面の主張をどのように認識していのか、伺います。

避難地域復興局長

お答えいたします。群馬訴訟につきましては係争中であることから、この後の状況を注視してまいります。いずれにしましても県といたしましては、引き続き避難指示区域外からの避難者も含め支援を必要とする方を幅広く捉え、生活再建支援拠点での相談対応等を通し個々の事情を丁寧に伺いながら、支援に努めてまいる考えであります。

宮本県議

県のですね、避難者支援のこの打ち切りというのは、国の態度に私は通じるものだと思っています。

すべての避難者の避難の権利を保証する、こういう立場で、借上型の応急仮設住宅の供 与や避難市町村家賃等支援事業を再開すべきではないかと思いますが、県の考えを伺いま す。

避難地域復興局長

お答えいたします。借上型の応急仮設住宅につきましてはあくまで一時的な住まいであり、また避難市町村家賃等支援事業につきましては、応急仮設住宅の供与期間と東京電力による家賃賠償の期間に差が生じることをふまえ、公平性の観点から実施してきたものであります。引き続き関係自治体等と連携しながら、早期に安定した住まいを確保する等により避難者の一日も早い生活再建に取り組んでまいります。

宮本県議

原発事故から 10 年です。福島県は原発立地県で初めて原発ゼロが実現した県となりました。今になって事故当時の状況や事故原因の一端が徐々に明らかになりつつあります。ベントの配管が接続していなかったことなど、あってはならないことが次々と判明、日本の原子力行政がいかに過酷事故に甘く安全神話に陥っていたかを示しています。

この 10 年間県民が被った過酷な被害は終わりではなく、これからも続きます。震災関連自殺者は 118 人と岩手宮城の 2 倍です。どんなに絶望と無念な中で自らの命を絶ったことか、震災関連死は 2,320 人となりました。関連死の多くが一時帰宅で荒れ果てた自宅を目の当たりにして、戻る希望を失いたちまち精神的にも身体的にも虚弱となり死に至ったと精神科医は指摘をしています。こうした県民が被った被害に照らせば原発の再稼働は行うべきではない、ましてこの事故が知事も認めたように安全対策を怠ったための人災であったこと、規制基準が過酷事故に対応できないものであったことを考慮すれば、

原発の再稼働を中止するよう全国に発信すべきと思いますが、知事の考えを伺います。

内堀雅雄知事

お答えいたします。原発の再稼働につきましては、本県は復興の基本理念に原子力に依存しない安全、安心で持続的に発展可能な社会づくりを掲げ、復興再生を進めてきたところであります。原子力政策は国の責任において検討されるべきものであり、私はこれまで様々な機会を通じて福島第一原子力発電所事故の現状と教訓をふまえるべきであること、なによりも住民の安全安心の確保を最優先にすべきであることを訴えてまいりました。

今後も、こうした発信をしっかりと継続していくことが大切であると考えております。

宮本県議

ただいまの知事の答弁ですが、結局全国の原発については国において検討すべき、こういう答弁が繰り返される度に被災県民、避難者は落胆し、希望を奪われてきたんだということを私は知るべきだと思うんです。もっと被災者、県民の気持ちになって、国・東電にはっきりものを言う。こういう姿勢が今、福島県に求められているんだと思います。その点で、知事の再度の答弁を求めます。

内堀雅雄知事

お答えいたします。全国の原発につきましては、福島第一原子力発電所事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全安心の確保を最優先に検討されるべきものであります。 こうしたことについて様々な機会を通じ、今後とも訴えていまいります。

宮本県議

この福島の、これだけの私たちの痛苦の経験を経れば、もう原発の再稼働はないんだと、ありえないということを、県はしっかり発信すべきだということを再度求めておきたいと思います。

県は、東日本大震災原子力災害伝承館における展示内容の見直しを行うとしていますけれど、主な内容をお聞かせください。

文化スポーツ局長

お答えいたします。伝承館の展示につきましては地震、津波の被害の大きさや福島第一原子力発電所の事故に関する展示、県民の皆さんの苦難の実態等をより分かりやすく伝える観点から実物使用や展示解説等の追加を行い、展示内容の充実を図っているところであります。

宮本県議

今、見直しを図っているということですけれど、合わせて提供したいのは、本県の原発 立地の計画当初から今日の事態を想定して反対をしてきた県民の取り組み、事故発生後は 国の責任とともに故郷に戻れない避難者に「故郷という法益はない」などと主張して賠償 請求を退ける東電に、責任と完全賠償を求めて闘う県民と全国の連帯した取り組みなど、 全国に発信すべきだと思います。

原子力発電所立地や、原発事故の被害に対する県民の取り組みについて、伝承館の展示 に加えるべきと思いますが、県の考えを伺います。

文化スポーツ局長

お答えいたします。伝承館においては原子力発電所の立地の経緯や建設の経過、原子力発電所と地域の関わり、さらには震災と原発事故により県民がどの様な被害を受け、いかに対応して復興の歩みを進めているのかなどについて、時系列にわかりやすい展示を行っております。

四、災害対策について

宮本県議

次に、災害対策について伺います。一昨年10月の東日本台風による豪雨被害は3月9日の時点でも1,388世帯が避難を継続しておりまして、一日も早い復旧が求められるとともに災害を繰り返さないための取り組みが重要です。国は、流域治水の考え方に基づいて地方にもこの対策を求めておりますが、河川についてはこれまでも議論がされましたので、私は河川以外の取り組みについて提起をしたいと思います。

面的な治水機能の発揮には森林の保水力や、水田の保水機能の維持が不可欠です。そこまでまず森林、県は引き続きふくしま森林再生事業に取り組むとしていますが、この事業の範囲は除染を実施した市町村が対象であり限定的です。森林は手入れをしなければ保水機能は低下してしまいます。

そこで、森林の保水機能の向上を図るため、適切な森林整備を推進すべきと思いますが、 県の考えを伺います。

農林水産部長

お答えいたします。干ばつや主伐後の再造林の推進を基本としつつ、森林の状況に応じた広葉樹林への誘導など、多様な森林の整備を進めることが森林の保水機能を向上させるうえで重要であります。このため引き続きふくしま森林再生事業にくわえ、一般造林事業等による森林整備を推進するとともに森林経営管理制度を活用した取り組みを促進し、森林整備をより一層すすめてまいります。

宮本県議

あわせて水田です。水田の保水機能の維持については、稲作を継続することが前提となります。コメ余りが価格の下落を招いていると問題になっていますが、世界では食料不足が益々深刻になって、世界の飢餓人口は8.2億人に上るといわれております。日本のODA政府開発援助では食料支援が少ない国と指摘をされておりまして、人道的立場に立った食料支援を強めるならばSDGsの目標に照らしても大きな貢献となります。

水田の保水機能を発揮させるためにも、稲作を維持すべきと思いますが、県の考えを伺います。

農林水産部長

お答えいたします。稲作の維持につきましては水田の保水機能が発揮できるよう、畦畔の適切な管理や大雨時の排水量の調節等の技術指導を行うことにくわえ、生産数量の目安に沿った主食用米の作付けを基本に、国の交付金や県単独事業を活用した飼料用米の作付けなど多様な米作りを推進いたします。

五、障がい者施策について

宮本県議

次に、障がい者施策についてです。県の障がい者関連条例が施行されて 2 年が経過しました。障がい者支援事業所はコロナ感染症の拡大によって甚大な影響を受け続けています。 今こそ条例の趣旨を生かした支援策が求められていると思います。

ところが国は来年度の報酬改定に当たり、施設外就労への加算金を廃止する方向で検討していることが分かりました。この加算金は、障がい者 1 人につき 1 日 1,000 円を報酬に加算するものです。施設外就労は支援員が付き添って可能となるもので、加算金により安定的に支援員を確保できていたと言います。関係者からはこれが廃止となればこれまでの事業が継続できなくなるのではないかと、危惧する声が上がっています。

特に本県では農福連携に力を入れてきた経過があり、農業分野での人員確保にも影響が 懸念されます。同時に、自然に働きかける農業は障がい者のみならず、心に傷を負った人 たちを癒し社会参加、復帰を促す機能も注目されるなど多面的な機能があり、農福連携は 極めて有効な施策と言えます。このような観点からも、

就労継続支援 B 型事業所における施設外就労加算について、国に継続を求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

保健福祉部長

お答えいたします。施設外就労加算につきましては令和3年度の報酬改定により、廃止

される方向で検討がなされておりますが、一方、基本報酬の見直しや新たな加算の創設が 見込まれており、現時点では不明確な点が多い事から自立支援協議会、就労支援部会等を 通じて県内事業所への影響の把握に努めたうえで、対応を検討してまいります。

宮本県議

この施設外就労加算というのは、事業所職員の処遇改善に資するという意味合いもありました。元々低い報酬基準が問題なわけです。障がい者総合支援法に基づく報酬単価は、地域によって1点当たりの金額に差があります。本県は全域がその他の地域に分類されて、1点10円の基準となっています。首都圏などはサービス内容によって異なりますが、1点13円から16円というものもありまして、その他の地域とは大きな差があるわけです。この差が職員の処遇に直結することになります。

最低賃金も、国民の生活費の地域差はほとんどなく全国一律最賃制が共通の要求となっています。

障がい福祉サービス報酬における地域区分を廃止するとともに、基本報酬を引き上げるよう国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

保健福祉部長

お答えいたします。障害福祉サービスの報酬は令和3年度の改定において全体で0.56%増額される見込みであることから、その状況を確認するとともに地域区分の廃止については、他県の状況や関係団体の意見を聞きながら今後の対応を検討してまいります。

六、伊達市が誘致する大型商業施設について 宮本県議

最後に、伊達市が誘致する大型商業施設についてです。県は本年 1 月、伊達市の大型ショッピングセンターイオン誘致のための地区計画を承認する旨伊達市に通知をいたしました。県内全市町村への意見照会で反対の意思表示がなかったためとしています。

3月2日、県は土地区画整理事業の組合設立を認可しました。今後並行して商業まちづく り条例に基づく事業計画の提出、審査が行われるものと思います。県は条例の趣旨に沿っ て審査を行う必要があります。

そこで、商業まちづくり推進条例の目的を伺います。

商工労働部長

お答えいたします。商業まちづくり推進条例は、県と市町村が連携して行う商業まちづくりの基本的な考え方を示す商業まちづくり基本方針や、特定小売商業施設の立地にかかる広域の見地からの調整について定めることにより、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの推進を図ることを目的としております。

宮本県議

歩いて暮らせるまちづくりですよね。伊達市は今後商業まちづくり構想を策定します。 歩いて買い物ができるまちづくりの考え方は、持続可能な社会を目指す上で非常に重要な 要素の一つとなります。

大型ショッピングセンター建設によって地元小売商店が淘汰されてしまえば、地域に買い物ができるお店が無くなって住み続けられるまちではなくなる可能性が高まります。

大型店舗が地域に与える影響について県は本条例制定に当たり独自の調査を行い、売り場面積 1 万 5 千㎡以上で影響が出ると試算。当時は売り場面積 6 千㎡を超える店舗の出店を条例の対象とし、出店には厳しい条件を付してきました。20 数年間凍結されてきた伊達市の大型店誘致が動き出したのは、2,019 年の県の商業まちづくり条例の基本方針を国の広域連携中枢都市圏構想に呼応して見直しを行ったためです。市町村が単独では要件を満た

していなくても広域連携中枢都市圏構想の区域内であれば可能とし、売り場面積も 8 千㎡ に緩和されました。全国で唯一の県商業まちづくり推進条例の根幹が骨抜きになったと思っています。今回の伊達市のイオン計画は影響が懸念される売り場面積の 4 倍の広さを有し、条例の趣旨からも重大な影響は避けられないものと思います。

そこで、県は商業まちづくり推進条例に基づき、どのような観点で特定小売商業施設の 新設届出の審査を行う方針なのか伺います。

商工労働部長

お答えいたします。商業まちづくり推進条例においては、複数の市町村のまちづくりに 影響を及ぼすことが考えられる特に規模の大きな小売商業施設の立地について、関係市町 村や住民等の意見を勘案し商業まちづくり審議会の意見を聞きながら、広域の見地から調 整を行うこととしており、新設の届け出に対しては条例に基づきその都度適切に対応して まいりたいと考えております。

宮本県議

条例に基づく基本方針では大型店を抑制する地区として、市街化調整区域をまっさきに上げています。これをクリアしなければ認められないという点では、これは確認してよろしいですね。

商工労働部長

お答えいたします。新設の届け出がなされた場合には商業まちづくり推進条例および基本方針にもとづき、関係市町村等の意見も丁寧に伺いながら適切に対応してまいりたいと考えております。

宮本県議

私は抑制する地域の考え方は変わってないですよね、ということを確認していますがいかがですか。

商工労働部長

お答えいたします。商業まちづくり推進条例および基本方針に基づきまして、現在特定 小売商業施設の立地を抑制する地域というものが掲げられておりまして、それに今のとこ ろ変更はございません。

宮本県議

変更はないということなので、市街化調整区域のなかでは出店できないという基本方向は変わってないということですね。

イオンの本部は千葉県にあって、県民が買い物で支払ったお金は千葉県の本部で一括管理をされ、地元は大量の不安定かつ低賃金雇用労働者が作り出され、循環型の地域経済活動とは真逆だと思います。

特定小売商業施設の出店は地域の疲弊を招くと思いますが、県の考えを伺います。

商工労働部長

お答えいたします。商業まちづくり推進条例においては特に規模の大きな小売商業施設の立地に係る複数の市町村のまちづくりへの影響等について、県として市町村や住民等の意見を丁寧にうかがい、商業まちづくり審議会の意見を聞きながら広域の見地から意見を述べることとしています。

宮本県議

高齢化社会の中で住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、商業まちづくり推進条例を 生かしたまちづくりが求められていると思うんです。その点でもう一度、県の考えを伺い ます。

商工労働部長

お答えいたします。人口減少や急速な高齢化が進行する中で社会経済情勢等を踏まえ、 身近な場所で買い物しやすく暮らしやすいまちづくりを進めるため、引き続き商業まちづ くり推進条例を適切に運用してまいる考えであります。

宮本県議

条例の趣旨もそこにあるわけなんです。だけど大型店が来れば地域の小売商店が淘汰されてなくなってしまうということが起きてくる、これが一番心配なわけです。避難地域でも最初に作ったのは、医療機関と仮設の商店だったわけですよね。人が住むのは商業施設が必ず必要だ、こういう観点でしっかり審査を行っていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

以上